

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇告 示

健康保険法による保険医の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

入会林野整備計画の認可

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地の用途廃止

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿についての異議についての決定及び当該選挙において選挙すべき委員の数の道路の位置の指定

昭和三十五年十二月鳥取県告示第八百五十八号中訂正

### ◇正 誤

昭和三十五年十二月鳥取県告示第八百五十八号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
吉岡 太佑	米子市祇園町 二七番地の八	鳥医 第一五六二号	昭和四十五年十二月五日

### 鳥取県告示第二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の第三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十五年十二月十二日	稲田 医院	西伯郡西伯町法勝寺三三三ノ二

鳥取県告示第三号

八頭郡八東町イブリ橋入会林野整備組合長八頭郡八東町鍛冶屋九八番地尾崎恒太郎から申請のあったイブリ橋入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四号

八頭郡河原町水根入会林野整備組合長八頭郡河原町水根二五八番地前田栄から申請のあった水根入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

左近土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

佐藤 初治 左近八三九

前田 栄吉 一四九

山崎 重憲 四〇〇

小原 文吉 三六八

水田 敏治 二八

森尾 宇平 四六

坂本 義明 一六一

田 邨 萬壽男 一四

福田 平藏 二九の一

監事 山添 義信 三八

前田 俊明 三九四

前田 久吉 一六九

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

佐藤 初治 左近八三七

前田 栄吉 一四九

山崎 重憲 四〇〇

小原 文吉 三六八

水田 敏治 二八

森尾 宇平 〃 四六  
 坂本 義明 〃 一六一  
 田邨 萬壽男 〃 一四  
 福田 平藏 〃 二九の一  
 監事 山添 義信 〃 三八  
 前田 俊明 〃 三九四  
 前田 久吉 〃 一六九

昭和四十五年三月二十九日総会により選任、昭和四十五年三月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第六号

昭和四十五年九月二十日付で西伯郡大山町福尾五一五番地福留伊佐夫ほか十四人の者から申請のあつた上野福尾土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十六年一月十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所  
大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

昭和四十五年十月六日付で大山町長から申請のあつた土地改良（上方地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十六年一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
大山町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

昭和四十五年十月二十三日付で羽合町長から申請のあつた土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

昭和四十五年十一月二十日付で中山町長から申請のあった土地改良（赤坂地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月十五日から二十日間  
縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十二月十八日から用途廃止した。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 (平方メートル) 用途

岩美郡国府町大字奥谷字山崎 三三三二一〇番地先から  
三三三二一一番地先まで

一四・二二

水路敷

鳥取県告示第十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月五日から用途廃止した。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 (平方メートル) 用途

鳥取市安長字河原口四一三ノ一番地先から  
四一五番地先まで

一一六・三五

道路敷

鳥取県告示第十二号

昭和四十六年一月三十一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿についてのすべての異議について決定をし、及び当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十二條第一項及び第四項の規定により公告する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数

七人

二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数

一人

鳥取県告示第十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市中町二〇	米子市福市字六反田四六一の一の一部	幅員 五・〇〇 メートル
米子市長 河合 弘道	" "	延長 四八・五〇 メートル
" "	四六三ノ三 "	
" "	四六五ノ一 "	

正 誤

昭和四十五年十二月鳥取県告示第八百五十八号(農地法第三条第二項第五号の規定による農地又は採草放牧地の面積等について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤

三 上

岩美町大字相谷、牧谷、浦富、大谷、岩本 ○・四

正

岩美町大字相谷、牧谷、浦富、大谷、岩本 ○・四

岩美町大字田河内、陸上、大羽尾、小羽尾 ○・二